

# 平成31年（2019年）度事業計画

## 第1 事業計画の概要

本会は労働安全衛生法第87条に基づき、会員の専門技術の向上と全国事業場安全及び衛生の水準向上を目的として、昭和58年4月(1983年)に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(以下、「労働安全衛生コンサルタント」という。)を会員とする社団法人として設立された。本会は労働安全衛生法に規定された全国唯一の団体として36年を経過しており、会員の皆様のご協力をいただき順調に事業活動を行ってきている。

その後、公益法人改革により平成24年4月(2012年)から、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会として新たな出発をしている。

一方、2018年の災害速報値(2019年3月7日現在)をみると、死亡災害においては4.9%減(13次防目標では、5年間で15%の減少)を果たしているものの、製造業や第三次産業においては増加している。また、休業4日以上之死傷災害は2017年より増加しており、しかもほとんどの業種において増加している。

これら労働災害を減少させることは、ある意味では、労働安全衛生コンサルタントの重要な責務である。

これらを踏まえ、平成31年(2019年)度の事業計画は、次の重点事項を念頭に策定し、また、組織の活性化も図ることとする。

- (1) 2018年度を初年度とする第13次防の2年目であることから、1年目の実績を踏まえた積極的な事業運営を行う。
- (2) 第13次防に「一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会」との連携及び「労働安全衛生コンサルタントの活用」が明記されたことから、第13次防の内容の「メンタルヘルス対策」、「仕事と治療の両立支援対策」及び「第三次産業対策」等を行政との連携を図りながら積極的な推進を図る。

- (3) 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO、JIS日本版、MS指針）の積極的な普及と活用を図る。
- (4) 厚労省等の委託事業については、本部・支部一体となり適正な事業運営に努める。
- (5) 支部設置規定（平成29年度制定）に基づき、本部・支部一体となった事業運営を行う。
- (6) 本部・支部一体となり、業界等に当会の広報活動に努め知名度アップを図るとともに、併せて若年層（40代・50代）の会員の獲得を図る。  
具体的には、次の事業を積極的に推進し、本会の目的の達成及び運営の安定化を図る。

- 1. 研修事業
- 2. 調査研究事業
- 3. 受託事業
- 4. その他の事業
- 5. 本部・支部の活動等

## 第2 事業計画の内容

### 1. 研修事業

以下に示す研修会・講習会を予定する。13次防の中心である「働き方改革」のテーマ等を積極的に取り入れ、新たな研修についても企画検討をする。従来から実施している研修会・講習会については受講者のニーズに合わせ、より内容の充実に努める。また、講師陣の体制強化も進める。

- (1) 労働安全研修会
- (2) 労働衛生研修会
- (3) 登録時研修会

- (4) リスクアセスメント研修会
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステム（担当者）研修会
- (6) 労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修会
- (7) 労働衛生工学基礎研修会
- (8) 労働安全コンサルタント受験準備講習会
- (9) 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
- (10) 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験受験のための労働衛生関係法令講習会
- (11) 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験受験準備講習会
- (12) 労働安全コンサルタント（土木・建築）口述試験受験準備講習会
- (13) 安全衛生推進者等養成講習
- (14) 農作業安全アドバイザー養成研修
- (15) その他

上記（1）から（4）までの研修会は、東京及び大阪の2箇所で開催する。（5）から（13）については東京で開催する。

上記（5），（6）については、昨年度開催した「ISO及びJISのOSHMSに係る研修会」の折、実施したアンケートにおいて開催希望が多数であることを踏まえて当該研修会を実施してゆく。

上記（13）については、平成30年（2018年）度は2月に業種にかかわらず東京で実施したが、平成31年（2019年）度は第三次産業の事業場を中心に向けた講習とする方向で検討を行う。

上記（14）については、農林水産省では労働災害防止のノウハウを有するコンサルタントを活用して、農作業災害の減少を図ろうとしているが、そのための活動ができるアドバイザーを養成するためのものである。

## 2. 調査研究事業

### (1) 支部組織の充実活性化

新規会員の獲得は、支部活動のための重要課題であり、このため「5. 本部・支部の活動等」における新規会員、特に若年層（40代・50代）の獲得等を踏まえ、本部・支部の連携の下、その取り組みを進める。

平成31年（2019年）度のブロック会議について、その内容を更に充実させつつ実施する。ブロック会議での意見・要望については、その内容を精査したうえで、昨年度と同様本部運営に反映させるとともに、行政に対しても必要な要望を行っていき、その結果については水平展開を図る。

また、支部長会議についても、一般社団法人として支部が正規に位置づけられ、更なる本部との意思疎通の上でも必要になっている。各支部間でのコミュニケーション、情報交換、新・支部設置規程の運用のありかた、受託事業など重要な課題について討議、意思統一なども必要とされる場所である。今年度も開催する方向で検討をする。

支部内、ブロック地域内、そして本部・支部間の情報がスムーズに水平展開できる組織活動を目指すこととする。

一方、13次防に労働安全衛生コンサルタントの資質向上に対し行政との連携を強化する旨の趣旨が掲げられたことから、地元労働局との連携の下、支部・ブロック独自の地域事情を踏まえた研修会等の開催を奨励し会員間の交流を図る。

### (2) 労働安全・労働衛生コンサルタント活動の促進

- ① 「第25回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用促進を図る。
- ② 労働安全衛生コンサルタントの活用のメリットを一般に周知させ、かつ安全衛生診断のレベル向上を図るため、引き続き優良安全衛生診断事例を会員から募集する。

### (3) OSHMSへの対応

昨年3月に「ISO 45001」が発行された。これを受けて9月に「JIS Q 45001」更には「JIS Q 45100（日本版マネジメント規格）」の制定に至ったところである。また、国はMS指針をこれらに整合したものに改正することとしているところである。これらのシステム普及に資するため、内部監査員の必要な力量、監査の実施方法など、演習を含め約2日間の日程で研修会を開催する。

また、ISO 45001に基づく日本独自のOHSMS普及推進会議へ当会も参画し、その普及に努めてゆく。

### (4) 会員及び会員外への情報提供

- ① ホームページの会員専用ページを中心に、より会員に役立つ情報について検討し分かりやすい表現で提供する。
- ② 行政情報をできる限りレスポンス良く、内容の解説付きでホームページに掲載することに一層努め、本会会員等であることにメリットが実感できるようにする。
- ③ 会員以外の者にも役立ち、労働安全衛生コンサルタント活動の理解を得られ、また、入会の契機になるよう情報提供を行う。

## 3. 受託事業等

### (1) 厚生労働省委託事業の受託及び適正な実施

厚生労働省委託事業を通じた労働安全衛生への寄与の観点から積極的な受託に努めることとする。しかし、厚生労働省発注の委託事業については、入札価格のみで決定される一般競争入札又は企画提案と入札価格で決まる総合評価方式により行われ、非常に厳しい受注競争となっている。その結果、受注できた事業についても厳しい事業費を効率的に活用し、新たな視点に立った効果的な事業の展開を図らなければならない。

平成30年（2018年）度、厚生労働省の委託事業は、2件の請受注ができた

が平成 31 年（2019 年）度も 2 件の受注が確定し、その適正な実施に努める。  
その他の委託事業についても、引き続き機会を捉えて受託に努める。

## （2）行政、各種団体・民間企業からの受託等

- ① 事業場に対する安全衛生診断は労働安全衛生コンサルタントの本来業務であり、その活動を推進するため、今年度も行政、各種団体・民間企業からの受託等を目指して、引き続きアプローチを続ける。また、平成 27 年（2015 年）度より積極的に対応を行ってきた林業・農業分野での事業については、より充実が図れるよう努める。
- ② 「健康経営」周知事業に関しては、東京商工会議所等との連携を強化し、労働安全・衛生コンサルタントの活動に資することとする。

## （3）支部独自の受託事業等

都道府県、各種団体、民間企業等から委託される労働安全衛生分野の各種事業に積極的に対応していく。

## （4）知名度のアップと業務獲得支援

受け身の業務受託では労働安全衛生コンサルタント業務の拡大を図ることは難しい状況にある。会員自ら地域に密着した地道な活動を行うことで業務の獲得・拡大ができるよう、その活動に係る情報収集と開示により支援する。本部と会員及び支部間のさらなる連携強化はもとより、本会の知名度をアップし、そのことで新たな業務につなげていくよう努力する。

建災防、陸災防、港湾災防、林災防などの業種別労働災害防止団体が主催する全国大会参加者向けの資料にコンサルタント PR 用パンフレット同封の協力を得て、周知広報に努める。

## 4. その他の事業

### （1）生涯研修制度の推進

生涯研修制度は会員の資質向上とその業務の進歩改善という本会の目的に

合致したものであり、外部からの本会に対する要請及び評価の重要なポイントとなっている。それに応えるため、今後も引き続き生涯研修制度を円滑に推進する。

会員の生涯研修制度への参加を推進するためにも、手続きの迅速化・簡略化を進め、この研修制度参加の意義とメリットの浸透を図る。

## (2) 出版事業の展開

平成31年(2019年)度も確実な売り上げが見込める「試験問題集」を出版し、「試験合格への手引き」と合わせて、より購入しやすい仕組み、案内により販売を進める。また、平成31年(2019年)度においても、従来の出版活動に加えて、新たな出版物として「受動喫煙防止対策」など一般社会も関心が高い分野に係るものを中心に企画する。

## (3) 支部独自事業の展開

地域の特性、実情、ニーズに見合った、講習会、研修会、研究会等の実施を積極的に進めていく。

## 5. 本部・支部の活動等

本会組織の充実強化及び本部機能の充実強化を図るため、関係機関との連携を図りつつ次の事項を実施する

### (1) 行政との一層の連携

当会の目的を達成するためには、行政との連携には特に重要である。本部においてはブロック会議での意見・要望等を踏まえ、厚生労働省との意見交換をはじめ日ごろからの情報交換を密にして行政への協力体制を明確にしていく。支部においては地元の労働局との協力体制を更に強化していくこととする。

なお、平成31年(2019年)度は13次防の計画2年度であることから、

行政とは13次防の進捗状況の確認をし、密接な連携を取りつつ業務の遂行に努めることとする。

また、林業、農業における災害防止に関し、引き続き農林水産省及び関係機関等との連携についても積極的に進めるものとする。

## (2) 新規会員の獲得

会員数が停滞する中、新規会員の獲得は当会の今後の運営上最も基本的で、かつ重要な課題である。平成28年3月以来、コンサルタント試験合格者への本会の案内が送付されてきた。また、ホームページ等による入会案内の強化を進めたところ、一定の成果が見られた。特に若年層(40代・50代)の増加対策が重要であることを鑑み、コンサルタント制度の周知活動である、コンサルタント推進月間に行政や各災害防止団体の協賛を今後も引き続き要請してゆくこととする。新たな入会の増については、次の重点事項を推進して新規会員の獲得に努める。

- ① 試験合格者への当会周知策の継続
- ② 登録時研修の充実
- ③ ホームページ、機関誌と通じた最新行政情報の提供
- ④ 時宜に応じた研修内容の充実
- ⑤ 行政との密接な協力関係の構築

また、本部・支部の連携を強め、全国の会員を通じての入会勧奨を行うなど各種機会を通じて積極的に入会勧奨を行う。一方、賛助会員の新規加入も目指していくこととする。

## (3) 情報システムを用いた会員への情報伝達

平成31年(2019年)度も会員専用ホームページを有効に活用し、会員への有用な情報提供に一層努める。

## (4) 本会財務状況と改善策

平成31年(2019年)度も引き続き厳しい環境の中での事業推進が見込ま



れるため、収入増と支出の減に取り組み、財政基盤を維持していく。

パソコン等情報システムを有効に使ったIT化により、一層のコスト削減を進めていく。

#### (5) 一般社団法人としての業務運営の推進

支部設置規程の円滑な運用により、本部・支部間が統一した認識の基に業務運営を推進していく。本部監査の実施や本支部との情報共有を充実させる。また該当支部以外にも水平展開を図ることとし、一般社団法人としての役割を果たす。